

食品衛生法施行条例の一部改正（案）の概要

令和2年（2020年）4月17日
長野県健康福祉部食品・生活衛生課

1 改正の背景

長野県では、食品衛生法に基づき、食品衛生法施行条例（以下「条例」という。）で、食品等を取り扱う営業者が遵守しなければならない「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（以下「衛生措置基準」という。）及び「営業の施設についての基準」（以下「施設基準」という。）を定めています。

このたび、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）が公布され、衛生措置基準については、食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）に規定されることとなりました。

また、施設基準については、全国の規制の平準化の観点から、改正法において「参酌すべき基準」*（以下「参酌基準」という。）を省令で示し、都道府県等はこの基準を参酌して施設基準を条例で定めます。

*「参酌すべき基準」とは、都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準を指しています。

今般の食品衛生法の一部改正により施設基準が参酌基準として省令に規定された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があります。

2 改正の内容

(1) 衛生措置基準について

ア 現行の条例で定めている衛生措置基準に関する規定は、省令で規定されることとなったため、削除します。

イ ただし、水道水以外の水（井戸水、湧水等）を使用する場合の1年に1回以上の水質検査については、具体的な検査方法を示す必要があることから、知事が別に定める試験を行う旨の現行条例で規定している内容を残します。

(2) 施設基準について

ア 省令に規定された参酌基準のとおりとします。

イ ただし、現行条例に規定されている露店等の簡易な施設での臨時営業等を対象とした規定を残します。

3 施行期日

令和3年6月1日